

織物女工の就業と家族経験：近代家族規範 の検討

木本, 喜美子 / Kimoto, Kimiko

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

650

(開始ページ / Start Page)

33

(終了ページ / End Page)

48

(発行年 / Year)

2012-12-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008938>

織物女工の就業と家族経験

—近代家族規範の検討

木本 喜美子

- 1 問題意識と方法
- 2 女工の職歴と家族
- 3 家族形態と家族内役割分業
- 4 製造職女性と近代家族規範

1 問題意識と方法

近代家族規範と既婚女性の就業

高度成長期は、ジェンダー研究の常識からいえば主婦化規範が社会的に凌駕していく時代であった。このことと既婚女性の就業はどのように関わっていたのか。特定の地域において主として1950年代後半から1960年代にかけて織物業に従事してきた女性たちのライフヒストリー分析を通じて、この問いについて考えていきたい。その前に、本稿の問題意識を明確にしておこう。

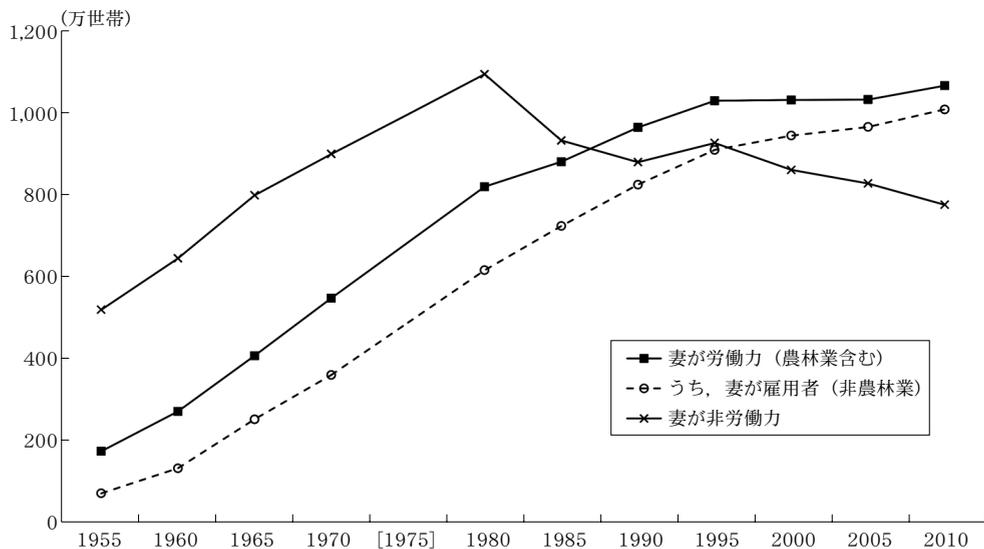
家族社会学のパラダイム転換において大きな役割を果たした近代家族論によれば、1955年から1975年までの20年間は「大衆近代家族」の日本における成立期と位置づけられている。すなわち夫と妻と子という三者関係における濃密な情緒的絆、とりわけ子ども中心主義を特徴とする近代家族規範は、近代社会における主婦の誕生をそのコアに埋めこんでいた。落合恵美子によればこの家族モデルは、「ブルジョア近代家族」においてまず実現をみたが、これとは区別される「大衆近代家族」は、「ほとんどすべての社会成員が近代家族に暮らしているのを前提」とし、「主婦が自ら家事労働を行う」ライフスタイルを基本としている⁽¹⁾。こうした近代家族論は、家族の歴史変動を見据える視点を切りひらいた点で大きな功績があるが、社会階層的分化の問題、および女性労働との関連づけという点ではなお課題を残しているように思われる。とりわけこの立論においてキーワードとなる「主婦化」は、既婚女性が家族内役割に専念し、「よき妻」「よき母」としてふるまうべきであるという規範を随伴するものと想定されている。だが高度成長期およびそれ以降、このような意味での「主婦化」が、社会階層差および地域差をのりこえて全国の津津浦浦をおおったのかど

(1) 落合恵美子「世界のなかの戦後日本家族」歴史学研究会・日本史研究会編戦後日本論（日本史講座 第10巻）, 東京大学出版会, 2005年, 161～164頁。

うかについて、実証的裏づけは必ずしもない。たしかに図1に明らかなように、1960年代には非労働力という存在形態をとる既婚女性の数が激増した。主婦化のトレンドは実態としてめざましい勢いで進展したと考えることができる。だがその一方で、同時代の既婚女性の雇用労働者化は伸び率においてはより激しい勢いで増大している事実をふまえるならば、近代家族規範と女性労働のあり方とがいかに関わっていたのかを実態に即して解きほぐすことは、この時代を掘りさげる上で重要な課題となるといえるだろう。

こうした点を視野に収めて1960年代をとらえようとすれば、主婦化と既婚女性の賃労働者化とがせめぎあう時代であったとおさえるべきだと考える⁽²⁾。この時代には、一方では教育界を中心に主婦・母親役割にまつわる言説が強力に発信され続けた⁽³⁾。また大企業において、男性一人の稼ぎで家族を養うべきだとする「家族賃金」観念を実質的に体現する年功賃金、手厚い企業福祉が大企業を中心に構築され、主婦業に専念する既婚女性像が諸制度の基底には埋め込まれていった⁽⁴⁾。だが他方では女性労働に期待を寄せ、働く既婚女性を念頭においた政策提言もあり、1960

図1 既婚女性の就業状態の推移（夫が非農林業雇用者世帯）



（出所）総務省「国勢調査」（1955～1970年）、「労働力調査特別調査」（1980～2000年）および「労働力調査」（2005年以降）より作成。なお、1975年はデータが存在しない。

(2) 詳しくは、次の文献を参照されたい。木本喜美子「企業社会の形成とジェンダー秩序—日本の1960年代—」（『歴史学研究』794, 2004年, 105～118頁）、宮下さおり・木本喜美子「女性労働者の1960年代—『働き続ける』ことと『家庭』とのせめぎあい—」（大門正克ほか編『高度成長の時代1 復興と離陸』大月書店, 2010年）。

(3) 小山静子『戦後教育のジェンダー秩序』勁草書房, 2009年。

(4) この点については拙稿を参照されたい（「家族と企業社会—歴史的変動過程—」（渡辺治編『変貌する<企業社会>日本』旬報社, 2004年）、「企業社会の変容とジェンダー秩序」（木本喜美子・大森真紀・室住眞麻子編著『社会政策のなかのジェンダー（講座現代の社会政策 第4巻）』明石書店, 2010年）。

年代は「主婦化」にのみ回収されない多様な言説空間があった⁽⁵⁾。既婚女性の継続就労を可能とさせる広範な保育所運動が現実に起こってもいる。また労働運動においても、全電通の育児休職協約の成立に見るように、女性の継続就業のための手だてが模索されていた⁽⁶⁾。「主婦化」という視点とともに女性労働の展開という側面をも見据えつつ、社会階層差および地域差を視野に取りこんだ実態分析によって、この時代の相を掘り下げる必要がある⁽⁷⁾。

本稿のこうした問題意識にとってもっとも近い先行研究として、倉敷伸子の研究を挙げておきたい。これは、近代家族が大衆化したとされる時代が農村部の専業農家経営の急激な解体期であった1960年代と重なる点に着眼し、両者の関連を問うべく、この時代にどのような家族規範が生活を規定していたのかを実態調査を通じて明らかにしたものである。香川県東部沿岸地域を対象とする分析からは、専業農家経営が解体する時期の農村部では、近代家族規範とはほど遠い規範が現実に編まれていたと結論づけられている⁽⁸⁾。就業の一時中断を「主婦化」、内職の開始を「脱主婦化」と把握するような平板な、近代家族の受容を前提とした解釈が現実にそぐわないことが強く意識されていると思われる⁽⁹⁾。むしろ主流の母親役割規範を読み替えていく主体像が丁寧に分析されており、たいへん興味深い。本稿は、こうした手堅い先行研究に学びつつ、製造職女性が家族生活と職場生活をどのように接合してきたのかという観点からのライフヒストリー分析を軸に、製造職女性労働者像に迫ることを課題としている。

方 法

本稿で扱うデータは、福島県伊達郡川俣町において織物業従事経験を有する女性23名へのライフヒストリーのインタビュー調査によるものである⁽¹⁰⁾。

本稿では、職歴と家族史とを重ね合わせ、そこから読みとることができる彼女たちの職業活動のもつ意味を、事例に寄りそいながら分析していくものとする。そのさい、次の二つの分析軸を設けている。ひとつは、彼女たちの個人的意志とは必ずしも重ならない、実家および婚家を含む家族の

(5) 前掲(2) 宮下・木本論文。

(6) 萩原久美子『「育児休職」協約の成立』勁草書房、2008年。

(7) 橋本健二らは、同時代の自営業者層をも含む諸階層における家族生活を格差視点から解剖している（同編著『家族と格差の戦後史—1960年代日本のリアリティ』青弓社、2010年）。

(8) 倉敷伸子「近代家族規範受容の重層性—専業農家経営解体期の女性就業と主婦・母親役割—」赤澤史朗ほか編『年報日本現代史』12、現代史料出版、2007年。

(9) また谷本雅之は、戦前期における「単一稼ぎ手世帯」の文化的・イデオロギー的浸透力を過度に強調する研究動向に疑問を投げかけている。戦前期の小経営における女性労働の固有性に着目する立場から、むしろ小経営内の女性労働の配分戦略が都市新中間層に波及した可能性もありうると提起をしている（「近代日本の世帯経済と女性労働—『小経営』における『従業』と『家事』」『大原社会問題研究所雑誌』635/636、2011年、7～25頁）。

(10) 川俣町機業史の詳細については、宮下さおり「戦後の企業経営と女性労働—東北・川俣産地の事例を基に—」『九州産業大学国際文化学部紀要』48、2011年、137～151頁、中澤高志「在来型産業地域の構造変容と地域労働市場—福島県川俣地域における織物業を事例に—」『明治大学人文科学論集』57、2011年、69～95頁を参照されたい。本稿で扱う織物業経験者の基本属性および労働過程については、本号の勝俣論文表3ですでに挙げられている。本稿では、同表の事例ナンバーによって記述していくものとする。

意志と戦略が彼女たちの職業選択にいかに関わっていたのかをとらえる分析軸である。もうひとつは、彼女たち自身が、どのような主体的選択や行動の幅を持っていたのかをとらえる分析軸である。後者は、彼女たちが地域労働市場と家族構造にはめ込まれつつも、いかなる戦略的アクション・リアクションを講じ、自らの生き方を選択したのかを浮き彫りにするためであり、労働領域と家族領域とを接合する主体として彼女たちをとらえようとする分析軸である。本稿では、織物業従事経験者みずからの足跡についての語りを内面的に理解することに主眼がおかれる。以下での主な分析は、彼女たちの職歴、その収入の位置づけ、家事・育児の分業関係、家計管理、消費生活上の特質等におかれる。最終的には、われわれの事例について、近代家族規範との重なり合いがどのようなものであったのかという点において総括したい。

2 女工の職歴と家族

職歴に見る特徴

本稿でとりあげる調査事例の大半は、1960年代以前に就職の時期を迎えている。1960年代を通じて化合繊メーカーの系列化が進展する中、川俣町の繊維産業従業者数は3,000人弱を維持していた。だが1970年をピークに、事業所数、従業者数ともに減少に転じた。われわれの調査事例は、川俣町の織物業が若年労働力を確保できた実質的に最後の時期に就職期を迎えた、戦前生まれの世代である。織物業の成長期に、そして成長から衰退に転じる時期に子育て期を迎えた彼女たちこそが、地域労働市場での基幹労働力であった。高校進学率が高まりを見せ、新規学卒者の採用が困難になっていく過程で、既婚女性労働者はますます必要不可欠な存在になっていったのである。すでに見たようにくっきりとしたM字型就業曲線を描かない川俣町にあって（本号の木本・中澤論文の図3参照）、のちに見るようにわれわれの調査事例もまた結婚・出産によって就業を中断し子育てに専念するというライフスタイルは普及しなかった。その前提条件として、こうした地域労働市場をふまえる必要がある。

本稿の23事例のうち、結婚後長年にわたって機通しの内職（通綜）に従事したK-9を除くすべてが、織物業および精錬業の女工経験者である。学歴は、戦前期の女学校卒（K-7）と戦後の高卒（K-23）の2事例を除いて尋常小学校卒もしくは高等小学校卒、あるいは戦後の中学校卒であり、調査事例の多くは相対的低学歴層である。彼女たちのうち7割強は結婚前も結婚後も一貫して機業で、あるいは他の業種に移動して働き続けてきた。残る3割弱の人々は未婚時の農家手伝い等を経て結婚後に機業に就業した⁽¹¹⁾。われわれの事例の多くは、機業と職業的人生とが深く結びついていて、ただしその後の織物業の衰退は著しく、機業の倒産や人員整理に伴って、1970年代以降、縫製業、看護助手、保育所調理員、ニット内職、清掃アルバイト等に転じている事例が見られる。

彼女たちの職業活動期は概して長く、60歳代を越えて働き続けている人々がかなりの数にのぼ

(11) 女工経験者の出身地は、川俣町女性団体連絡協議会の調査によれば、164事例中48.2%は結婚をきっかけとして川俣に住むようになった。次いで町内生まれが30.5%、就職による来住者が9.8%となっている（同協議会『川俣の織物を支えた女性の生活史報告書』、2004年、15頁より算出）。

る。結婚が退職の契機になることはなく、また出産、子どもの病気等を理由とする退職後、継続的に無業となった事例は皆無である。出産による一時的中断はあっても、ただちに再び働きに出るというパターンが一般的であった。4事例のみが、40歳代という相対的に若い年齢で無職になっている。機屋での労災事故によって退職を余儀なくされた事例（K-20）を除く3事例の退職理由は「孫守り」（K-3，K-15）、義理の父の介護（K-7）であった。孫や高齢の親のケアが退職理由になっても、新婚・子育て期にあることが退職理由にはならなかった点が、彼女たちの職歴上の大きな特徴である⁽¹²⁾。

結婚後の家族形態と就業

結婚時に川俣に在住していた21ケースのうち、三世代家族形態をとったのは11事例、夫婦家族形態は10事例となる。夫の職業は、戦前期入職者の場合は大工、屋根葺き職人等がめだち、戦後入職者においてはこうした職人層に自営業者が加わっている。時代があとになるほど、機業男工のほか、その他の工具、店員等の職種が増えている。

彼女たちの結婚後の就業状態を、相対的な意味ではあるが階層差という視点から捉えてみよう。相対的に高い社会階層と見なしうるのは、夫が高卒で公務員である2事例のみとなる。この対極には、男性稼ぎ主そのものの不在・喪失の4事例があり、残る15事例は中位に属することになる。相対的高階層の中で特に注目すべきは、本人が女工としての就業を希望したにもかかわらず、夫の反対によってかなわず、内職に30年間近く従事してきたK-9である。隣村の農家出身のK-9は、「川俣では女性が勤めに出ることは普通で、もんぺ姿で朝の7時から夜の7時まで、子供をおんぶして働いていた。たいへんはたいへんだし、当初は驚いたが、そうした姿を見るうち『私も働きに出るべ』と思った」という。「公務員の夫は手取りが少なく、……給料日の10日後にはお金がなくなってしまうほど家計が苦しい」という事情のもと、地域の労働文化に触発されて女工になるという強い意欲をもった。だが夫は「ある金でやれ、ない金は借金しろ。……女が外で働くといばる」と、妻の内職従事を容認しても機業就業には終始反対した。妻を工場に出すことが、男性稼ぎ主（male breadwinner）規範をまっとうすべき男の沽券に関わるという意識、つまりは相対的高階層としてのプライドと関わっていたと思われる。同じく相対的高階層のK-7の場合は三世代家族であり、結婚後の彼女の就業先は舅が決定した。夫（高卒・工業試験場勤務）の意向について語られることはなかった。後述するように三世代家族における世代間関係および夫婦関係においては、親世代の意向に下の世代が従属する傾向が強い。相対的高学歴を達成した夫が仮に男性稼ぎ主規範の持ち主であったとしても、その発言力は弱く、親世代による現金収入の稼得者としての「嫁」の役割指定が優先されたと理解することができる。いずれも1950年代前半の経験談である。

男性稼ぎ主そのものの不在・喪失事例にあっては、強力な稼得動機をもって就業している。K-8は、結婚後2ヶ月にして夫（材木業職人）の大怪我・療養生活を余儀なくされ、夫の看病と子育てとを一手に担った。子どもが保育園に入る前に自宅近くの機屋から「うちで働いてくれないか」

(12) なお、彼女たちの学卒後の就業決定権は、戦前期入職者の場合は父親に、父が不在の場合は母親に握られていた。戦後期入職者では「自分の意思」とする事例が多いが、現金収入を不可欠とする生家の経済事情を考慮した選択であり、地元就業のオルタナティブは集団就職であった。

と声がかかり、生まれて初めて機屋に準備工として出た。機業経営者とおかみ⁽¹³⁾が、K-8の生活困窮状態を知って声をかけたのだった。1950年代半ば過ぎには、既婚でかつ子連れの新入者をも駆り出すほど、人手不足だったことが知られよう。またK-2の場合は、夫が病弱で入院、舅は近隣の田畑の手伝い、姑は機織りと花売りをしている家族のもとに嫁いだ。舅が就業先の機屋を決め、「行け、ここが近いから。お前が働かなければ食えない」と命じられたという。彼女は、三世代家族における主たる稼得者としての役割を結婚当初から背負ったのである。この事例においても、先にみた相対的高階層に位置づけられるK-7と同様に、三世代家族における親世代の意向の優位性がきわだっている。このほか、結婚後の夫（大工）の死にもかかわらず、「それでもおかげさまでこの町にいたから、なんとか機織りっていう仕事で、なんとか生きてきました」と語る40年間継続就業してきた事例もあり（K-4）、夫の死、あるいは離婚に直面してもなお、彼女たちの稼得基盤の安定性がこうした事態をのりこえるうえで大きな支えとなった。最後に、高い社会階層に属するのでもなく、また男性稼ぎ主の不在・喪失に直面しなかったマジョリティの事例にあってもまた、既婚女性が働き続けるのは常態であった。三世代家族の場合は「（舅に）働かなければ食えないと言われて」（K-2）、「働いてウチにお金を入れるのが当たり前」（K-15）だったからであり、夫婦家族の場合は「戦後はなんにもない、皿一枚から買う生活をして。……少しお金が貯まると家を、今度は畳、今度は戸、と（買うために）休まず働いた」（K-13）、「仕事をやめようとは思わなかった。自分の家が欲しかった」（K-11）との理由からの継続就業であった。

ただし彼女たちは同一職場に就業し続けたのでは必ずしもない。出産後しばらく休んだ後に（1ヶ月～1年）、場合によっては就業先を変えつつ継続的に就業している。就業先に事欠くことはなく、親戚、近隣につて、家主等の紹介を介して見つけだすことが容易にできた。出産後に「休んでいる」既婚女性の噂が流れれば、機業経営者が「引き抜き」にかかったという。「いい織工だと経営者からの引きがあるし、当時は一度辞めればどこも行くところがないということがなかった。この町で機屋で働く限りは、職安はいらなかった」（K-12）のである。また「女の人が働いていないと、『どことこの女が今休んでいるから、どう』と口こみで（広がり）、どこでも働けた」（K-13）という。K-10によれば、「近所の人が行っているからとか、こっちの方がよさそうだからとかで入る工場を決め、見習工として入る。あそこの工場はどうだとかという情報が飛びかっていた。人手不足だったので、意外とどこの工場でも使ってくれた。工場の方が給料の面で（高くして）、引き抜きにかかることもあった。「休憩の時に、どこの給料が高いか情報を交換したり、自分で探して移動した。同じところにも給料は変わらないのだから、皆そうした。……選りどり見どりだった」（K-14）との語りからは、賃金上昇と技能への承認を求めての、女工側からの積極的な移動行動があったことがうかがわれる⁽¹⁴⁾。また頻繁な移動に関する語りもK-10、K-12、K-14等、いずれも三世代家族の「嫁」の立場にあった人々から発せられている点を見ると、結婚当初は親世

(13) おかみについて詳しくは次の文献を参照されたい。宮下さおり「経営者の妻の事業関与—その規定要因に関する考察—」『九州産業大学国際文化学部紀要』51、2012年、115～135頁。

(14) 移動による5社の経験者が4事例、4社3事例、3社3事例、2社5事例、1社6事例となっている。移動を数多く重ねた事例がかなりあることは、本号の勝俣論文の指摘にあるように、この地域における機業経営者に対

代が決定していた就業先も、しだいに彼女たち自身が情報をもとに自己決定していくようになったと考えられよう。

以上で見たように調査事例においては、地域労働市場と既婚女性による賃金稼得の世帯内位置づけが相互に絡みあう中で、結婚・出産・子育てがその抑制要因とはならなかった。以下では、家族生活の営みと女性労働との関連をより掘りさげるために、まず三世代家族における意志決定構造と家族内役割分担を捉え、次いで夫婦家族の場合を見よう⁽¹⁵⁾。

3 家族形態と家族内役割分業

三世代家族の世代間関係と家計管理

すでに見たように、三世代家族においては、「嫁」が就業すること自体、またどこに就業すべきかについての決定権を親世代が握ることが少なくなかった。そればかりではなく、「嫁」である女工本人が稼得分をすべて親世代に差し出して、そこから「小遣い」をもらうという慣行が三世代家族では一般的であった点に注目する必要がある。上述したように舅が結婚後の就業先を決めたK-2は、その典型事例である。「全額舅様に差し出した。舅がいるうちは（給料袋からお金を）抜かないで全部出した」という。病弱の夫は別としても、未婚で同居していた義理の妹2名もまた、給料を親に差し出していた。農家に嫁いだK-19の場合、夫は出稼ぎによって現金収入を補っており、本人も未婚時代と同じ機屋に勤め続けた。舅が財布を掌握し食材の購入も担った。彼女は、未婚時代にも実の父に渡していたが、嫁ぎ先では舅に「（給料）袋の封も開けずに」渡した中から「小遣い」をもらい、子どものもの一切を買っていた。耐久消費財の購入の決定者は舅であり、テレビは1964年に舅が「プロレス中継を見たいから」と購入したという。水道を引き、舅の意思決定で洗濯機を購入したのはその翌年のことであった。彼女が担う家事・育児を省力化させる耐久消費財よりも、舅にとっての娯楽としてのテレビ購入が先行したのである。またK-10の嫁ぎ先は舅が家族用の野菜をつくる程度の畑をもつ家（夫は豆腐屋勤め）であり、姑が病弱だったので舅が「財布持ち」だったという。「機織りで稼いだお金は全部舅に渡し、1割は『小遣い』としてもらい、『鼻紙』を買ったり、子供のおやつを買った」。この世帯の安定した現金収入稼得者は彼女の他にはいなかった。彼女はテレビも「自分が稼いだお金で買った」という認識を明確にもってはいた

する女工の「強い立場」の表明という面と関わっているといえよう。人員整理や倒産により余儀なくされた移動も考慮すべきであり、女工の主体的移動に関する語りはやや誇張されているようにも思われる。

(15) 以上の記述からも、三世代家族における独特な世代間関係が明らかだと言えるだろう。これは、「近代家族」と「家」制度との関係をどう捉えるのかとの観点から論議されてきた問題とも関わっている。こうした論点を整理した千田有紀は、日本の家族社会学における欧米の近代家族に対する日本の「家」の特殊性、前近代性の強調という把握自体の相対化が必要だとし、『『家』という概念がどのようにつくられ、使われることによって、日本の近代家族の実態が形成されてきたのかをみるからこそが必要』だとしている（『日本型近代家族—どこから来てどこへ行くのか—』勤草書房、2011年、71頁）。本稿でも以下では、「家」を近代家族と対立する分析概念と捉えるよりも、三世代同居による家族実践と夫婦家族のそれぞれの特徴を明確にするために、家族集団における人々の実践内容、関係形成の内実にも光をあてた記述につとめていくものとする。

が、それにもかかわらず、「舅がチャンネルの決定権を握っており、自分でスイッチを入れられなかった」という。彼女は「昔の姑は……どこそこの嫁はどこの工場に行っていくら取ってくる、といった評価をしていた」と語っているが、嫁の稼得高に対する評価はあっても、それが耐久消費財の購入決定権およびその利用権とは切り離されていたことになる。

三世代家族の場合には、舅ではなく姑が財布を握っていた事例もあるが、世代間関係としてはまったく同様であった。K-21の姑は無職であったが、家事はすべてK-21自身が担っていた。彼女が「夫（工員）も給料は義母に渡していたので、額は知らないが、残業も多かったので自分よりは多かったはず」としている点に、注目する必要がある。他の三世代家族においても夫の収入への言及は「自分より多かったはず」「自分の方が稼いでいた」という程度の言及にとどまっており、詳細については必ずしも定かではない。だが夫婦ともに親世代にそれぞれ全額を差し出すという慣行のもとでは、夫婦が互いの稼得金額を知らないのも不思議ではない。少なくとも、夫が親世代からうけとる「小遣い」が、子どものための費用にあてられたという語りが皆無である点は、生活共同者としての夫の存在感の希薄さをうかがわせるものであるといえよう。K-14の場合も夫婦ともに給料をすべて姑に渡しており、耐久消費財の購入決定者も姑であった。この家の耐久消費財の購入順位も、まずはテレビ、次いで洗濯機であったという。この事例の場合、賃金全額を渡す慣行は、姑が97歳で亡くなるまで（本人が67歳になるまで）続いた。親世代に給料全額を差し出す慣行をとる場合も、「子どもが高校生くらいになるまで」とする事例が多い中、この事例はきわめて長い期間にわたっていたことになる。

以上のように三世代家族にあっては、「嫁」としての女工たちは親世代がたてた家族戦略にはめ込まれ、現金収入の稼得役割が第一義的に優先されていた。妻のみならず夫も、すべての収入を親世代に差し出して小遣いをもらう慣行に甘んずる他はなかった。耐久消費財購入の意思決定権からも利用権からも、実質的な資金提供をしたはずの「嫁」は切り離され、その「小遣い」はほとんどが子どものための衣類、食べ物代、稽古事費用等として消費された。こうした世代間関係は、比較的長らく続いたが、親世代の老齢化にともなって「財布の紐」を奪回する事例も出現している。だが姑が97歳で亡くなるまでそれをなしえなかったK-14は、「（姑からもらった小遣いで）子どもの服など買った。子どものお稽古事の授業料などはもらえなかった。小遣いでは足りない。何も買えない。結婚したことを後悔したこと、よくあった。お祖母ちゃんがいる、何もできなかった。それが本当に悔しかった」とし、世代間葛藤の深さを語っている。自ら稼ぎ出した金銭を自由に処分できないばかりか貯蓄や消費支出の決定に参画できないこと、ひいては子どもの未来をも含む生活設計を描く主体者たりえないことが、大きな矛盾であった。

ただしこうした「嫁」の立場を了解した上での機屋経営者の特別な計らいもあった。K-10は次のように語っている。「機織りはやった分一本いくら、プラス手当という給与体系だった。出来高制なので、なるべく機械は止めたくない。給料は25日に帳簿を締めて、30日に支給だった。25日の帰るギリギリに織りがあがった一本分だけは、自分のへそくりとして、帳簿には記載せずに別だてで給料をもらっていた。それも積もり積もるとけっこう大きな額になる。そのことは、もちろん舅には話していないし、夫にも話したことはない。でも、みんな同じことをやっていた。旦那さん（機業経営者）も嫁の立場をわかっていただと思う」。織布工が出来高制だった時代には、

家族に知られずに「へそくり」するのを機業経営者が手助けしていたとみられる⁽¹⁶⁾。こうした点を勘案すると、たしかに彼女たちは、嫁ぎ先の家族戦略にはめ込まれ、稼得基盤と意思決定の権限とが乖離した状態を生きなければならなかった。だが彼女たち自身が稼ぎ出した賃金を部分的にはあれ、直接的に掌中に収めさせようとして機業経営者によって計られた便宜があり、しかも家族の誰にも知られずにそれが実践されていたことは重要であろう。それは、彼女たちの就業意欲を損なわないという点で大きな意味をもっていた。また世代間の力関係も親の老齢化とともに変容していった。先述した「舅がいるうちは（給料袋からお金を）抜かないで全部出した」（K-2）との語りは、しだいに自らの取り分を増やしていったことを意味するものであろう。

三世代家族の家事・育児ケア

三世代家族において女工として働く「嫁」たちの炊事や洗濯等の家事分担は、決して軽くはなかった。給料袋の封を切らずに姑に差し出していたK-19は、「毎朝5時に起床し、食事の支度、掃除、洗濯をしてから出勤していた。帰るとご飯支度をした。夫、舅、姑は農業を行い、自分も休日には農作業を手伝わなければならなくなった」という。姑が家計管理していたK-21は、「義母が台所はほとんどやらないので、自分で（やった）。近くの店で買い物、食事の支度・片づけ、漬け物を漬ける、洗濯。自分と子どもの弁当も作った」。K-15も、「姑より遅くまで寝ていたことはない。朝は親より早く5時に起きて、掃除・洗濯を全部して勤めに出た。お弁当を作って、お味噌汁をつくって。朝7時からの勤めだったので6時40分くらいに家を出る。それまでに洗濯して、干して、ご飯も薪で炊いて」と語っている。三世代家族において「嫁」に稼得役割をまづもって付与するのであれば、ギブ・アンド・テークの相互関係を念頭において親世代による家族内役割遂行を想定しがちであろう。だがこの想定と実態とは大きくかけ離れていた。この点は育児ケアについても同様であった。

育児ケアが誰によって担われていたのかを家族形態別に見てみると⁽¹⁷⁾、三世代家族にあっては同居の親が全面的ではないまでも見てくれたのは、11事例中8事例となる。だが保育所⁽¹⁸⁾の利用者が4事例、機屋への子連れ出勤⁽¹⁹⁾の経験者は実に8事例にもものぼる。後述する夫婦家族とはち

(16) K-1は「ボーナスは30万円（時期は不明）。ただし明細には25万円と書いてあり、残りの5万円は姑に知られることなく自由に使えるようにと、直接自分に手渡してくれた」と語っている。また詳細は不明だが「残業やアルバイト代は自分のものになった」（K-14）との語りもある。

(17) ただしここでは、結婚後川俣をすでに離れていた3ケースのほか、結婚後に内職従事者および自営業の家族従業員であった事例を除く11事例を扱っている。

(18) この地域には早い時期から保育所整備が行われてきた。1953年に町立保育所第一号を設置し、1955年には第二号を設置した。さらに1967年には、全国的にも珍しい乳幼児保育所の設置に至っている。川俣町の保育ケア供給体制の変遷過程についての詳細な分析は萩原久美子「公的セクターと女性—福島県北の保育政策を事例に一」（『日本労働社会学会年報』21, 2011年, 43～72頁）を、織物女工の保育活動に焦点をおいて、公的な保育制度および福祉レジームとの連関を考察したHagiwara, K. “Who wanted the public child care support?: Organization of “work” of female weavers, mill managers and families in northern Fukushima during high growth era” *GEMC Journal* 6, 2012, 72-91を参照されたい。

(19) 機屋への子連れ出勤は、労働者確保のために機屋経営者によって黙認されていたものであった。危険性を伴う

がって三世代家族の場合、非同居のきょうだいや非親族に依頼した事例はほとんどなく、同居の親がみるパターンがかなりあったとはいえるだろう。しかし8事例が子連れ出勤を経験していることは、稼得役割とケア役割との交換関係が必ずしも成立していなかったことを物語っている。

まず、親世代にほぼ全面的に見てもらうことができたのは、わずか3事例にとどまる。K-7は、舅と姑（ただし姑は結婚後まもなく死亡）に子どものケアを託し、子連れ出勤を免れた稀な事例である。K-12とK-15の場合も姑に見てもらうことができたとしている。子連れ出勤をしなければならなかった事例は、次のとおりである。長男は姑が見てくれたK-2の場合、「長女から（次女まで）は工場を見た。……姑が朝食終了後、長女を（工場に）連れてきた。おんぶしたりだっこしたり、工場で寝せたりしていた」。だが子どもが学校に行くようになると、「私のことを働かせたくて、授業参観は姑が行った」という。K-21は姑と舅が見てくれたが「子どもが病気の時には、会社が乳児院のベッドをもらってきてくれて、仕事場の裏のちょっとした所において、そこに寝かしていた。とりかえたおむつは横に置いたバケツに入れた。機音が子守歌代わり」だった。同居の親世代の考え方によって、あるいは親世代の手に余る場合に、子連れ出勤をしていた。子連れ出勤が親世代に育児ケアを期待できない夫婦家族世帯に限定される事態ではなかったのである。また育児ケアに夫が関わったとする語りは、三世代家族の場合にはほとんどない。三世代家族は世代間関係を支配・従属関係のもとにおき、世代間葛藤を内包しているが、そればかりではなく、夫との横のつながりや連帯感を表現する語りもきわめて稀である⁽²⁰⁾。

夫婦家族の意思決定と役割分業

長男ではない川俣出身の夫、あるいは川俣出身ではない夫と結婚した場合は、夫婦家族として新婚生活をスタートさせた。本人の実家が近場にある場合であっても、長兄の子どもの世話を理由に実の親からの支援は断られ、本人が中心となって労働と生活を切り盛りせざるをえなかった。彼女たちは、上記の三世代家族世帯とはまったく異なっており、保育所をかなりの程度あてにするのもとより（9事例中7事例）、同居していないきょうだいを頼るか、あるいは親族ではない人々に金銭を支払って育児ケアを依頼するという手だてが不可欠であった。こうして育児ケアのための諸資源を多様なかたちで組織化してまで働き続けることを決定したのは、他ならぬ彼女たち自身であ

こともあり、機屋によっては「社長には、歩くようになると怪我をしてもいけないから、子どもは連れてこないようにと言われていたが、連れていくのをやめるわけにもいかなかった」（K-1）という事情から実践されていた。1960年代半ばのことであった。その後、機屋のおかみたちが動いて上記の乳幼児保育所が設置されるにいたった。なお子連れ出勤は戦前からの労働慣行であり、乳幼児を連れて工場出勤する女性織布工は多かったとされている（川俣町史編纂委員会『川俣町史第一巻通史編』1982年、945頁）。また他の織物業産地でも珍しいことではなかった（前掲（10）宮下論文、2011年）。

(20) ただし三世代家族形態の場合にも、多様性があつた点にも触れておきたい。例えばK-15は夫婦ともに姑と養子養女縁組みをして同居形態をとっている。こうした事例の場合は、姑に対する夫婦間の結束が強く、夫の家事分担がかなりの程度なされ、また夫の賃金を妻が熟知し掌握していた。またK-12のように再婚し、夫の母を呼び寄せて同居した事例の場合、姑が家計管理意欲をもたず、女工本人が家計のマネジメントに全面的にあたっていた事例もある。同居形態をメルクマールとする分類だけでは、家族関係の内実を特定することが難しいことに留意する必要がある。

った。またそれを導いたのは、男性稼ぎ主の不在・喪失事例のさし迫った生活基盤の獲得ニーズを別とすれば、「家を建てる」「子どもの教育」といった生活目標であった。また耐久消費財が家事労働を軽減させようという明確な目的意識にもとづいて導入された点に、三世代家族とは異なるもうひとつの特徴が見いだされる。

夫婦家族において、子どもの育児ケアと女性の就業とが厳しい綱引き状態にあったことを如実に示す事例は、K-13である。彼女は長男の妊娠によっていったんは機屋をやめて機通しの内職に従事したが、ほどなく再び機屋に出た。保育園が遠くて送迎時間が作れないために子連れ出勤となった。だが長男が工場に慣れなかったために退職し、再び内職にもどった。「朝6時頃から納期が忙しいと夜遅くまで働いた。……けっこう収入あったが工場の収入より少なくて、早く工場で働きたいと思った」のは、1960年代の初頭のことである。次男5歳で工場に再び出ている。この事例の過去を回顧する語りにおいては、夫が稼得する同士として位置づけられてはいるが、夫自身が家事・育児に参画する姿は具体性をもって語られてはいない。先述した女工たちの勤め先機業の頻繁な移動は、自らの熟練能力への承認と賃金上昇を求めたという側面だけではなく、夫婦家族世帯の妻にとって、子育てとの両立の可否という事情に迫られた結果でもあった点を看過してはならない。子連れを容認しない機屋をやむなく離職し、容認する姿勢をもつ機業経営者に「1時間でも2時間でも来て」と誘われた経験（K-11）も語られている⁽²¹⁾。

K-20の場合も、夫（パン屋勤め）は「仕事一本の人」だったため、家事・育児をすべて自分自身で担い、また耐久消費財の購入や持ち家に向かっての意思決定を自ら下してきた。「夫の倍近く稼いでいた」という彼女は家計管理を一手に担い、貯金、夫の小遣いにも采配をふるった。1967年頃にまずは洗濯機、次いで冷蔵庫を購入。テレビは、結婚前に夫が買ったものですませていたという。1973年に家を建て、電気温水器も取り付け、「やっと薪割りから解放された」としている。育児ケアの点でもっとも頼りにしたのは、近所に住む実の姉であった。長女3歳から保育園に入れた。乳幼児の長男を見てくれていた姉に、お金を渡すことは一切なく、好意に甘えるかたちだった。姉および義理の兄も、貯蓄して家をたてることを応援してくれていた。彼女は、中卒後機屋に働きに出た時点ですでに「働いて家を建てる」という明確な生活目標をもっており、これに向けて一步一步近づいていったのである。そのために家計を全面的にコントロールしてその実現にいたったという点で、三世代家族の「嫁」の立場とはきわめて対照的なあり方であったといえよう。このK-20より10歳年長のK-11の場合も、ほぼ同様の生活目標にもとづく生活管理が本人のイニシアティブにおいてなされていた。電気釜、洗濯機、冷蔵庫の順に耐久消費財を次々に購入し、さらに持ち家となった後は、子どもの高等教育の学費のためという明確な目的意識をもって働いてきた。「次男を出産してからは、1人（3歳）を歩かせ、1人（乳幼児）をおんぶして」子連れ出勤していたが、やがて保育所を利用するようになり、保育時間終了後は、隣家の男の子に「お小遣いをあげて迎えに行ってもらった」り、長男が4～5歳の頃にはバス定期券を持たせて一人で帰宅させたという。近隣の雑貨屋の主人に頼んで、親が迎えに行くまで遊ばせてもらうという手だても講じて

(21) 機屋を移動するという手だてを講じる以外に、同一機屋で職種転換をはかるという手だても、二部制が導入されている状況下では生じている（本号の勝俣論文を参照のこと）。

いる。無償で育児ケアを依頼できる血縁関係者がいなかった場合には、金銭を支払ってでも子どもの育児ケアを確保するというライフスタイルが、1960年代初頭においてはありえたのである。

以上の事例には、夫の家事・育児への積極的関与は見いだせないが、機屋の女工と男工のカップルのうちのいくつかの事例においては、家事・育児を担う夫の姿が明瞭に語られている。K-22は「夫は子どもの面倒（を見て）、夕食など作ってくれた。当たり前にしてくれた。朝に家にいるほうが掃除と朝食を担当した。洗濯は女性かな。子どもの面倒や保育所に子どもを預けに行くのは夫だった」と語っている。またK-18は、「(子育ては)ダンナ(機屋男工)と相談して、会社にも頼んで、出勤(時間帯)をずらして対応した。……どちらかが家にいられるように。……男性が家事をしたり子どもの面倒とかを見ていても、あまり何も(周囲から)言われたことはない。……家事は、洗濯などできることは全部自分でやって、そのときにいなければできないことは夫がやる。……子どもを風呂に入れるとか寝かせるとか、予防注射や病気の時に医者に連れて行くのも夫がやった。『男は俺一人だったぞ』と言っていたが」としている。夫と労働時間帯を調整し、家事・育児の共同遂行体制を作り出していたのである。かつて「新しい家族の創造」⁽²²⁾とも呼ばれた、近代家族規範にもとづく夫婦間分業関係とは明らかに異なるかたちをつくりだすカップルも少数ながら見いだされるのである。K-18の場合、エアコンを町で初めて買った(1970年頃)と評判になるような旺盛な消費行動を見せている。先述のK-20と同様に、共働きによる収入を惜しみなく家事省力化機器に費やし、家電の早期購入を果たしているのである。またK-18は、「(夫の親を介護する)義姉に一月分の給料に相当するお金を出して解決した」とも述べており、老人ケアと金銭との交換をもやってのけている。

以上から明らかなように夫婦家族として新婚期をスタートした彼女たちは、自分自身の生活目標(持ち家と子どもの教育)を自らの手で実現すべく、共働きを追求してきた。それを後押しする耐久消費財の購入にも熱意を示し、保育所とともに頼りうる近隣の親族、あるいは非親族への金銭支払いによって育児ケアの組織化をはかってきた。三世代家族と比較した場合の主体性の発揮の仕方に大きな違いがあることが明らかである。三世代家族の場合は、従属的な世代間関係の中で、家事・育児を遂行しつつ就業活動をこなしてきたという語り前面に出されていた。これに対して夫婦家族の場合には、有利な稼得機会を決して手放さず、夫の手助けを借りずともさまざまな資源を動員し、あるいは事例によっては夫の家事・育児への濃密なコミットメントをも引き出しつつ歩んできた経験が語られている。

4 製造職女性と近代家族規範

専業主婦であること

これまで、三世代家族の「嫁」としての女工のあり方と夫婦家族世帯の女工のあり方とを対比しながら捉えてきた。それぞれにおいて就業および稼得へのスタンスは異なっており、ライフスタイルと子育て期における人的および物的資源の動員の仕方も違っていた。しかし両者ともに、結婚・

⁽²²⁾ 布施晶子『新しい家族の創造』青木書店、1984年。

出産が就業からの撤退であるべきだとの規範は持ち合わせていなかったという点に、共通性が見いだされる。三世代家族にあっては、親世代に本人の就業が決定され、また就業先さえも決められる中で新婚期をスタートさせたが、親世代の発言力の低下とともに職場情報を自ら獲得し、より有利で働きやすい職場を求めて移動を志向した事例も少なくない。そこには、専業主婦になるという選択の余地はまったくなかったといってよい。また機業経営者の計らいによって自分自身の稼得金を部分的ではあってもわが手に獲得することを励みとして、継続就業を実践してきた。こうした三世代家族に比して夫婦家族世帯においては、就業と子育てをめぐる調整により厳しさを伴っていたが、両者の折り合いをつけるために内職に転じることはあっても、就業そのものを長期間にわたって手放すことはなかった。すなわち専業主婦として子育てに専念するという選択肢は、まったく念頭におかれてはいなかった。新婚期の借家生活から持ち家になるために計画的に蓄え、その後は子どもの教育達成という目標に向けて就業継続を主体的に追求してきた。「共働きが当たり前で、夫の方もそれが嫌だとも思わなかった」（K-22）のである。

では彼女たちは、専業主婦としての女性のあり方が規範化され、現実には専業主婦となっていく女性が増大した同時代の流れをどのように受けとめていたのだろうか。「専業主婦」⁽²³⁾という語りは、三世代家族世帯の場合にはほとんど見いだされない。「嫁」としての規範が強かったためであろう。夫婦家族の場合、例えば夫が結婚後すぐに入院生活となったK-8の場合は、彼女自身が主たる家計維持者になることが迫られたため「専業主婦になりたいとも思わなかった。……働くことしか頭になかった」という。そこまでさし迫った状況にはなかったK-13は、「専業主婦になれるという身分ではないので、なりたと思ったことなかった。川俣では専業主婦というのは役場か県職員の家ぐらい。みんな共稼ぎをしていた。働かねばしょうがなかったんだよね」と語っている。専業主婦は特定の社会階層のものであって、彼女は共稼ぎを当然視する「みんな」の側にいる人間だという認識を持っていた。また農家の縁談を断り、共稼ぎで家を立てるという生活目標を抱いて女工になったK-20の次の語りは興味深い。「家の近所に一級上の人が出て、私が（中卒後）工場に行っていたときは、洋裁など習いものしており、（自分に対して）『工場なんて』と言っていた。農家でも裕福な家はそういう考えがあったらしい。同世代で裕福な友人は、『何で工場なんて（行くのか）』と言って笑っていたが」。社会階層的な地位が上位のほぼ同世代の女性たちの、女工となって共稼ぎで家を立てたいという彼女の夢を見くだすような態度に接したが、それに動じることはなかったのである。

以上でみてきたように、三世代家族はもとより、夫婦家族においても調査事例の多くは専業主婦規範を共有してはいなかった。むしろ「共稼ぎ労働文化」と呼ぶべきものが共有されていたといってよい。先にも述べたがK-20は、1950年代後半に中卒で機屋に入職しており、調査事例の中では相対的に若い世代に属し、1967年に結婚、1960年代後半から70年代にかけて子育てのライフス

(23) 岩上真珠によれば、「専業主婦」という言葉は1950年代後半から60年代初め頃につくられ、既婚女性のステータスシンボルとして使われるようになったという（「高度成長と家族—『近代家族』の成立と揺らぎ」（大門正克ほか編『高度成長の時代2 過熱と揺らぎ』大月書店、2010年、223頁）。なお、インタビューで語られたこの言葉が、事後的に習得されたのかどうかについては不明である。

テージを経過している。彼女は、「川俣ではお金を稼ぐのに手っとり早いのは工場だった」し、「あの頃は子ども連れて行っても仕事はできたから。結婚しても仕事は続けてやっていけるなど。（また結婚時点で乳幼児保育所ができたので）3歳になれば保育所にも出せるし」と考えていたという。彼女にとっては、「姉たちも自分で働いて家をつくっているから、自分もそうしよう」ということで、機業に勤めた次姉および機業で監督をしていた次兄の妻（K-16：1963年結婚）の就業継続スタイルをモデルとして歩んできた。これ以外にも彼女のまわりには、共稼ぎ労働文化を共有し実践する先輩たちが多数存在していた。また同時代に家事省力化機器の市場化が展開したことは、彼女たちが選択したライフスタイルを支える有力な条件となった。

「子どものため」という意識

近代家族規範のもうひとつの要をなすのは、母親と子どもとの親密な関係性であり、子ども中心主義的な心性である。この点はどうだったのだろうか。三世代家族の「嫁」にとっては当初から主要な現金収入の稼得者役割が付与される中、親世代に子どもの世話を任せられる場合は任せ、それができない場合には子連れ出勤をせざるをえなかった。しかし自らの稼得賃金を自由に処分することはできず、親世代からの「小遣い」、そして機業主の計らいによる「へそくり」を獲得する他はなかった。三世代家族で子連れ出勤をしてきたK-14は、次のように明言する。「仕事はお金のために続けた。……（母親が機織をやっていて）何も子どものためにできないので、（子どもが）自分でやりたいと思うことはやらせた。習字、そろばん、英語、公文などお稽古事をさせた。おかげで今では自分で何でもする。娘は現在公文で教えている。お稽古事の授業料は残業代で充当した」。自ら手にした金銭を子どもの習い事費用に投入し、その結果娘が得た仕事への満足感が語られている。同様に三世代家族でありつつも子連れ出勤をしていたK-2は、「工場のおっかさま（おかみ）はよい人だった。だんなさまもよい人だった。家にいるより働いていた方がいい」とも述べており、親世代が支配する家族内領域での閉塞感から逃れるうえで、外で働き続けること、そこで熟練能力を発揮することで機業経営者から高い評価を得ることを励みとしていたことがうかがわれる。子どもについて彼女は次のように語っている。「気になるけど、気にしていたんでは仕事にならないべ。舅様たちに任せてやっていた。……子が眠った後に寝るけど、寝顔を見るまもなく寝た。……子どもにしてやりたいことがあっても、金がなければできない。なんでもしてやりたいけど、第一は金だし、そういうものだと思った」。こうした語りからは、一方では自分自身の働く世界を確保すると同時に、自分が獲得した金銭を子どもに注ぐことで、三世代家族の日常世界とは別個の、母たる自分自身と子どもとの絆に確証を得たいという気持ちをおかすことができるだろう。

以上のように、三世代家族の「嫁」の場合、自分自身の稼得空間を確保しつつ、自分が手にすることができた金銭をわが子に投入することが、母としての存在証明であったと見ることができる。こうした行為を重視する言及は、夫婦家族の場合には見いだせない。彼女たちの場合は、持ち家になること、子どもにより高学歴のための教育を与えることを強く志向し、そのためにみずから生活を組織化してきたがゆえに、ことさら子どもに金銭を投入する行為に特化させた強調は意味をなさないであろう。育児ケアの困難に直面する事例もあったが、それでも工場勤めを容易に断念する

ことはなかった。夫婦家族の場合、子育て上の困難からやむをえず内職に転じる事例も見られるが、「子どものために」就業しないこと、すなわち母親業にのみ専念するという選択肢は、無縁のものであった。

だがこうした継続的就業自体を回顧したとき、次のような意外な語りがなされている。それは、「当時は思わなかったが、今のテレビを見ていると（母親が）子どもたちと一緒に遊んだりしているのを見ると、今考えると子どもたちに申し訳ないと思う。じいちゃん、ばあちゃんに任せきりで。申し訳なかったと思うよ。やり直しもできないから困った」（K-7）との言及である。母親こそが子育ての中心になるべきだとする規範に事後的に気づき、それに照らしての反省という語りである。また次の事例は、「子どもを母乳で育てるべきだ」という観念が事後的に形成されたことを如実に物語っている。夫婦家族で子連れ出勤もこなしてきたK-13は、定年まで働くつもりだった機屋が閉鎖になった（1987年）。その時点で、長男が妻と孫とともに家にもどって同居するようになり、彼女の夫が『（嫁が子どもを）母乳で育てろ』と言い、『嫁は家において、おばあちゃんが働きなさい』となった」という。もともと定年までは機屋で働きたいと考えていたK-13は、夫の意向に従い、「嫁は子どもの世話、私が働くことになった」としている。彼女自身が、夫のそうした考えをどのように受けとめたのかは定かではない。しかし前述したように、長男と次男をかかえて内職から機屋勤めへのチャンスを常にうかがい、子連れ出勤経験と子どもの「職場不適応」に困惑した経験を経ながらも働き続けてきた彼女自身が、新しい世代の「嫁」に無理な就業をさせたくない、子どもの側にいさせたいとの思いを抱いた可能性はあるだろう。しかしながら、夫が強調した「（嫁が子どもを）母乳で育てろ」という観念は、明らかに事後的に獲得されたものである。こうした母乳言説や「母親こそが子育てに専念すべきだ」という考えは、われわれの事例が母親労働者として就業していた時代には意識すらされていなかった。

結びにかえて

以上のように、この地域の既婚の製造職女性は、三世代家族の「嫁」および夫婦共稼ぎ世帯の妻からなっており、両者はまったく異なる労働エートスを持ちながら共存し、継続就業を追求してきた。こうした彼女たちの歩みを支えてきた基盤として地域労働市場条件があったことはいうまでもない。同時に彼女たちの働く動機・意欲の強さに応え、家族的背景を考慮した労働慣行があったことを見落とすことはできない。三世代家族の「嫁」に現金収入の一部の獲得を可能にさせ、夫婦間の就業時間調整に応じる機業経営者の計らい、また子連れ出勤が、危険であり事故等の責任の帰属という問題を抱えていたにもかかわらず黙認されていたことも、重要な慣行であった。この他、熟練能力の高い女工には、保育園への子どもの迎え代行のみならず夕食の食材購入を監督（男工）が引き受けるといった夫婦家族支援の対応も見られた（K-20）。こうした慣行が、彼女たちの継続就業に寄りそっていたのである⁽²⁴⁾。こうした点を視野に入れるならば、地域労働市場と働き手とし

24) このほか、年金の重要性を機会あるごとに教示していたという機業経営者の関与も大きな意味をもったと思われる。

ての女工とを媒介し接合する家族の内的諸条件が重要な位置を占めていたことが知られよう。とりわけ家族の内的諸条件に規定されながらも折り合いをつけていった、両領域の接合主体としての女工本人の営為にこそ目が向けられなければならない。労働における承認を求めて自分自身の職場空間を確保し、そのために可能な諸資源を動員し、家族、とりわけ子どもとの関係性を紡ぎ出そうとする女工自身のあり方、そうした試行錯誤にとって導きの糸となった生活目標の組み立て方にまで分けいって考察しなければ、こうした主体的側面は浮かびあげられないであろう。

こうした女工の生き方・働き方の選択にとって近代家族規範が、外在的なものであったことは、これまでの分析から明らかである。彼女たちは、相対的に上位の階層と接触する機会を持ち、近代家族規範に触れていたことは事例から読み取ることができる。社会階層的位置づけが上位の人々が、女工を見くだし、あるいは既婚女性が働くというライフスタイルを否定的に評価していたことを知っていた。だがその影響を受けることはまったくなく、「専業主婦になること」、「子どものために」継続就業を断念することは、彼女たちにとって無縁のものであった。むしろ、「共稼ぎ労働文化」ともいうべきものが、先輩女工から後の世代へと伝播していたと見なければならぬ。このことは、大企業が存在せず、男性稼ぎ主基盤が脆弱である調査対象地域のローカリティと関わっていたとも考えられる。近代家族論にとって重要なメルクマールたる「子どものため」という価値規範は見いだされるが、濃密な情緒的接触によってではなく、特に三世代家族の場合は稼得した金銭を子どもに注ぎ込むかたちに転輸されていた。彼女たちの社会階層性に由来する生活現実を基盤とした家族生活の論理とその内部での女工諸個人の立ち位置と価値意識にとっては、近代家族規範は外在的なものに過ぎなかったのである。

高度成長期に優位性を確立したとされる近代家族規範の中心的担い手の周縁部には、これとはほど遠い規範につきうごかされていた人々が存在していたことを銘記しなければならない。冒頭で述べた倉敷伸子の研究と本稿とは、そのことを明示するものである。近代家族規範の形成・定着を政策文書等の言説分析によって跡づける研究方向も重要ではあるが、現実的な諸個人が生きた歴史過程に照準を合わせ、規範との距離、現実的基盤との矛盾・葛藤をとりおさえていくアプローチを欠かすことはできないと思われる。最後に指摘すべきは、すでに述べたことと重なるが、高度成長期以降に、事後的に修得された「母親は母乳で育てるべきだ」「母親こそが子どもの世話をすべきだ」という言説が語られるようになったのは、一体いかなる契機からであったのかという問いである。1950年代後半から1960年代にかけて子育て期を生きた既婚の製造職女性が認識としても価値規範としてもまったく重視していなかった言説が、どのような諸条件のもとで、むしろ後年にたち現れるようになったのだろうか。主流の近代家族規範が地域差を越えて、さらには社会階層差を越えて波及したのだろうか。地域内労働市場が変貌をとげ、子育て期の既婚女性への労働力需要が逡減してくる過程で、こうした規範意識が定着するようになったのだろうか。この問いに対してただちに回答を出す用意はないが、近代家族規範と地域差や社会階層差との絡み合い、地域労働市場変動との関連といった複雑なプロセスを、丁寧に解きほぐすことは引き続き課題となる。

(きもと・きみこ 一橋大学大学院社会学研究科教授)